## 「集落営農」で

地域の農業を守る

2015年の農林業センサスの調査では、香南市 の農業就業人口は2,207人、10年間で約3割も 減少しています。また、65歳以上の割合も57%と 高齢化が進んでいます。

農業振興センターでは、地域で助け合う営農 の仕組みとして関係機関と連携し、「集落営農」 を進めています。



## 集落営農とは?

集落の農地と産業について話し合い、合意のも

と、集落ぐるみで営農活動 を行うものです。集落で取り 組むことで、経費の削減や 収益向上が期待されます。





## 地域営農支援事業の活用

県・市は集落営農組織が農作業受託や園芸品目 等の栽培、農産加工などの取り組みを行うため の、機械・施設整備に活用できる補助事業を用意 しています。



### 取り組み例

- ■個人経営では稲作の機械更新経費が大きな負担
- →機械の共同利用や作業の受委託
- ■収益を上げたい
- →共同での新たな作物の栽培・直販、農産加工
- ■集落を活性化したい
- →交流活動



## 地域営農支援事業

- ■集落営農組織への補助(対象事業・補助率)
- ○集落営農のための機械の整備
  - •••補助率1/3以内
- ○農地集積や6次産業化に取り組むための、 機械や施設等の整備
  - · · · · 補助率1/2以内
- ■集落営農法人(1年以内に法人化する組織を 含む)への補助(対象事業・補助率)
- ○事業戦略を実行するための機械や施設等 の整備
  - •••補助率1/2以内 (市町村の継足し1/10以上必須)
- ○組織間の連携に関する地域農業戦略を実 行するための機械、施設等の整備
  - •••補助率1/2以内 (市町村の継足し1/10以上必須)

お気軽に ご相談 ください

集落営農にはさまざまな形があり、それぞれの地域の状況に応じた 方式を選択することができます。最初から集落全員で取り組む必要 はありません。農業振興センターにお気軽にお問い合わせください。

- ■県中央農業振興センター ☎53-3039
- ■市農林水産課 ☎50-3015



## 後期高齢者医療保険料の

# 軽減特例を見直します

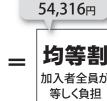
## ●● 保険料均等割軽減の対象の方の月額保険料について ●●

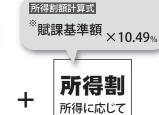
後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」 を合計して個人ごとに算定されています。

7割軽減の対象となる方の被保険者均等割額については、当面の暫定措置として特例的な軽減を実施してきま した。しかし、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に見直しを行い、 制度本来の仕組みである7割軽減に戻します。

#### ◆保険料の計算方法







※賦課基準額…総所得金額等(公的年金等控除などを差し引 いた額)から、基礎控除額(43万円)を引いた所得金額



## 令和3年度の被保険者均等割額の軽減が変わります

世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
43万円+10万円×(【年金・給与所得者等 の人数】- 1)以下の世帯	7割	8.5割	7.75割	_7.割_
上記のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が 80万円以下の世帯		8割	_7割_	

保険料を年金からの引き落としで納めている方については、年度の前半(4・6・ 8月)は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半(10・12・2月)で年間の保 険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、 10月からの引き落とし額は下がる場合があります。

